

令和8年度茨城県農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金交付要項

(趣 旨)

第1条 知事は、本県農業の振興に資するため、園芸産地における事業継続強化対策補助金交付等要綱（令和3年12月20日付け3農産第1854号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）、園芸産地における事業継続強化対策実施要領（令和3年1月29日付け2生産第1828号農林水産省生産局長通知。以下「国実施要領」という。）及び茨城県農業用ハウス強靱化緊急対策事業実施要領（令和3年3月31日付け産振第881号農林水産部長通知）に基づいて、市町村及び農業者等（以下「市町村等」とする。）が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 この要項による補助金交付の補助対象経費及び補助率等は別表に掲げるとおりとする。

2 別表の1と2（1）に係る経費と、2（2）に係る経費との相互間における経費の流用をしてはならない。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という）は、補助金交付申請書（様式第1号）を、管轄する農林事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出部数及び提出期限は、所長が別に定める。

3 補助対象者は、第1項の申請書を提出するにあたっては、各助成対象者において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明確な場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない助成対象者に係る部分については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第4条 補助金の交付の決定は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げのできる期間は、交付決定のあった日から10日以内とする。

(事業内容の変更等)

第6条 第4条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象者は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）について、別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を所長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由、又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を作成して知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

第7条 補助金は補助事業完了後に交付するものとする。ただし、所長が補助事業の円滑な遂行上必要と認めるときは、交付決定額90パーセント以内の額を概算払により交付することができる。

2 補助対象者は、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した概算払申請書（様式第4号）を所長に提出しなければならない。

(事業遂行状況の報告)

第8条 補助対象者は、補助金の交付決定があった年度の12月31日現在において事業遂行状況報告書（様式第5号）を作成し、当該年度の1月15日までに所長に提出しなければならない。

(事業実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）を所長に提出しなければならない。

2 第3条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助対象者は、前項の実績報告をするに当たって、第3条第3項の規定により該当した助成対象者において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助対象者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額

(前項の規定により減額した助成対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等仕入控除税額報告書(様式第7号)により速やかに所長に報告するとともに、所長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

- 4 第1項の場合において、前条の規定により補助金の概算払いを受けた補助対象者は、概算払精算書(茨城県財務規則第274条の規定に基づく帳票の様式について(平成5年茨城県告示第404号)様式第102号)及び概算払精算内訳書(同様式第103号)を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条に定める補助金の額の確定は、補助金確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(財産の管理及び財産の処分の制限)

第11条 補助対象者は、補助対象経費(補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 本事業により補助金を受けて購入した機械設備のうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについては、耐用年数が経過するまでは、取組主体又は助成対象者による善良なる管理者の注意義務をもって当該機械設備を管理するとともに、当該機械設備を別の者に使用させる場合には、事前に知事を経由し、地方農政局長の承認を受けることとする。非常用電源を導入する場合にあっては、取組主体又は助成対象者は、管理利用規程及び管理台帳を整備し、それに基づく確実な管理運営を実施するものとする。

また、取組主体又は助成対象者は、本事業により補助金を受けて補強したハウス及び導入した機械設備を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることと適正に管理運営するものとする。

- 3 取得財産等のうち1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具を所長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡、交換、貸付又は担保に供してはならない。
- 4 前項の財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。)第5条に規定する処分制限期間とする。
- 5 取得財産等を処分することにより、収入があり、またはあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(立入検査)

第12条 所長は、補助金にかかる予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助対象者に対して報告をさせ、又は立入りによる帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に事情を聞くことができる。

(特例措置)

第13条 補助金の交付を受けようとするものが所長の管轄範囲を超えて事業を実施する団体等である場合は、この要項中「所長」とあるものをすべて「知事」と読み替えるものとする。

付 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

別表 補助対象経費等

補助対象経費	補助率	補助対象者	重要な変更
			事業の内容の変更
国実施要領等に基づき承認された産地事業計画の実施に係る次の経費		市町村 特認団体	1 事業の中止又は廃止 2 取組主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減
1 園芸産地における事業継続計画の検討、策定及び見直し、非常時の協力体制の整備に係る経費	定額		
2 園芸産地における事業継続計画の実践に係る経費			
(1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証に係る経費	定額		
(2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策に係る経費	1/2以内		

注) 「補助対象者」のうち「特認団体」とは、知事が事業目的に資するとして特に必要と認める団体をいう。